

第2章 個別労働紛争に関するあっせん

1. あっせんの係属状況

(1) 概況

あっせんを実施している労働委員会は、22年末現在、44道府県労委である。

23年に係属した個別労働紛争に関するあっせん件数は429件で、このうち22年から繰越されたものは29件、新規に係属したものは400件であった（第43表参照）。

(2) 新規係属件数

新規係属件数は400件で、22年に比べ23件の減少となった。過去5年の推移は、19年339件、20年445件、21年534件、22年423件となっている（図4参照）。

(3) 開始事由別新規係属状況

新規係属事件を開始事由別にみると、労働者からの申請が393件・98.3%（22年414件・97.9%）、使用者からの申請が7件・1.8%（同9件・2.1%）、労使双方からの申請が0件・0%（同0件・0%）であった（第44表参照）。

(4) 道府県別新規係属状況

新規係属事件を道府県労委別にみると、北海道の31件・7.8%（22年41件・9.7%）が最も多く、以下、徳島27件・6.8%（同25件・5.9%）、熊本26件・6.5%（同18件・4.3%）、千葉24件・6.0%（同25件・5.9%）、京都23件・5.8%（同29件・6.9%）、鳥取23件・5.8%（同22件・5.2%）が続いている（第43表参照）。

第43表 道府県労委別個別労働紛争あっせん件数

23年(単位:件)

区分 都道府県労委	あ っ せ ん									
	係 属 件 数			終 結 件 数						次期
	前期 繰越	新規係属 件数	計	解決	打切	取下	不開始	計	繰越	
北海道	3	31	34	11	12	6	0	29	5	
青森	1	2	3	0	3	0	0	3	0	
岩手	0	2	2	0	0	0	1	1	1	
宮城	1	11	12	8	1	1	0	10	2	
秋田	2	12	14	3	8	1	2	14	0	
山形	0	1	1	0	1	0	0	1	0	
福島	0	2	2	1	0	1	0	2	0	
茨城	0	4	4	1	0	0	2	3	1	
栃木	0	7	7	2	1	1	1	5	2	
群馬	0	6	6	2	1	0	3	6	0	
埼玉	0	21	21	11	8	2	0	21	0	
千葉	2	24	26	7	15	2	1	25	1	
東京	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
新潟	1	6	7	0	4	2	0	6	1	
山梨	0	7	7	4	3	0	0	7	0	
長野	0	5	5	2	3	0	0	5	0	
静岡	0	7	7	3	3	0	1	7	0	
富山	0	13	13	5	2	3	3	13	0	
石川	1	2	3	2	1	0	0	3	0	
福井	0	9	9	5	3	1	0	9	0	
岐阜	1	2	3	1	0	1	1	3	0	
愛知	0	16	16	2	11	1	2	16	0	
三重	0	2	2	1	0	0	1	2	0	
滋賀	0	4	4	0	4	0	0	4	0	
京都	4	23	27	17	3	2	1	23	4	
大阪	0	3	3	2	1	0	0	3	0	
兵庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
奈良	0	6	6	4	1	1	0	6	0	
和歌山	1	4	5	2	3	0	0	5	0	
鳥取	2	23	25	15	4	4	0	23	2	
島根	1	7	8	2	6	0	0	8	0	
岡山	0	3	3	1	0	0	2	3	0	
広島	0	4	4	2	2	0	0	4	0	
山口	1	4	5	2	1	1	0	4	1	
徳島	1	27	28	13	7	0	6	26	2	
香川	0	6	6	3	0	0	3	6	0	
愛媛	1	9	10	4	2	1	3	10	0	
高知	1	18	19	10	8	0	0	18	1	
福岡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
佐賀	2	10	12	4	1	0	0	5	7	
長崎	1	4	5	4	1	0	0	5	0	
熊本	1	26	27	15	4	3	0	22	5	
大分	0	5	5	3	0	1	0	4	1	
宮崎	0	8	8	3	3	1	0	7	1	
鹿児島	1	11	12	7	2	1	2	12	0	
沖縄	0	3	3	0	1	0	2	3	0	
総計	29	400	429	184	134	37	37	392	37	
				46.9%	34.2%	9.4%	9.4%	100%		
22年	23	423	446	229	116	41	31	417	29	
				54.9%	27.8%	9.8%	7.4%	100%		

(注1) あっせん実施道府県労委のみ計上した。

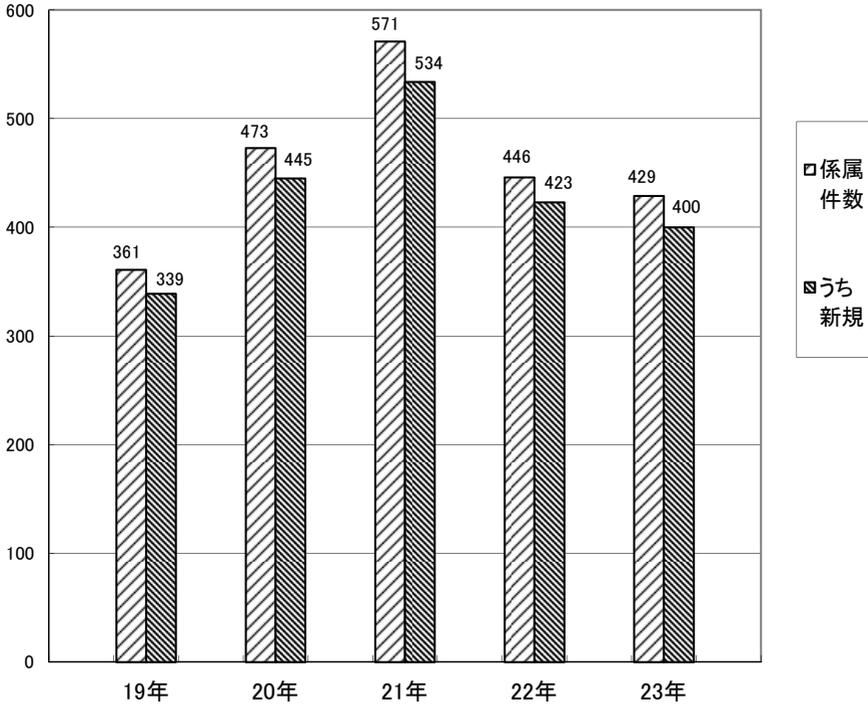
(注2) 東京都、兵庫県、福岡県には労働委員会が主体となる制度は設けられていないが、次の制度がある。

東京都：都によるあっせんを実施。

兵庫県：労使相談センターが相談を実施し、他のあっせん機関を紹介する。

福岡県：県によるあっせんを実施。

図 4 あっせん件数の推移



(注) 個別労働紛争に関するあっせん実施道府県労委の計（14年は42労委、15年以降44労委）。

第44表 新規係属事件における開始事由別個別労働紛争あっせん件数の推移

年	開始事由		労働者申請		使用者申請		労使双方申請		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
19年	321	94.7%	18	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	339	100%
20年	432	97.1%	13	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	445	100%
21年	529	99.1%	5	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	534	100%
22年	414	97.9%	9	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	423	100%
23年	393	98.3%	7	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	400	100%

2. あっせん事件における関係当事者の特徴

(1) 労働組合の有無別従業員数規模別新規係属状況

終結した事件を労働組合の有無別・従業員数規模別にみると、労働組合ありで、従業員数が9人以下は3件・4.4%（22年9件・11.8%）、10人以上49人以下は7件・10.3%（同10件・13.2%）、50人以上99人以下は2件・2.9%（同6件・7.9%）、100人以上299人以下は13件・19.1%（同19件・25.0%）、300人以上499人以下は5件・7.4%（同8件・10.5%）、500人以上は38件・55.9%（同24件・31.6%）であった。労働組合なしで、従業員数が9人以下は81件・25.3%（同98件・28.8%）、10人以上49人以下は113件・35.3%（同127件・37.4%）、50人以上99人以下は38件・11.9%（同46件・13.5%）、100人以上299人以下は37件・11.6%（同33件・9.7%）、300人以上499人以下は15件・4.7%（同12件・3.8%）、500人以上は36件・11.3%（同23件・6.8%）であった（第45表参照）。

第45表 当事者である事業主の状況

		9人以下	10人以上 49人以下	50人以上 99人以下	100人以上 299人以下	300人以上 499人以下	500人以上	合計
23年 (22年)	組合あり	3 (9)	7 (10)	2 (6)	13 (19)	5 (8)	38 (24)	68 (76)
	組合なし	81 (98)	113 (127)	38 (46)	37 (33)	15 (13)	36 (23)	320 (340)
	合計	84 (107)	120 (137)	40 (52)	50 (52)	20 (21)	74 (47)	388 (416)

(注) 22年については1件、23年については4件不明

(2) 労働者の就労状況

終結した事件の労働者の就労状況は、正社員が232件・59.2%（22年281件・67.4%）、パート・アルバイトが97件・24.7%（同67件・16.1%）、派遣労働者・契約社員が40件・10.2%（同50件・12.0%）、その他が23件・5.9%（同19件・4.6%）となっている（第46表参照）。

第46表 個別労働紛争の当事者である労働者の就労状況

労働者の就労状況	正社員	パート・ アルバイト	派遣労働者 ・契約社員	その他	計
23年 (22年)	232 (281)	97 (67)	40 (50)	23 (19)	392 (417)

(注) 件数は終結件数である。

3. あっせん内容の特徴

新規係属事件 400 件に係るあっせんの内容別事項数 589 件（22 年 606 件）のうち、経営又は人事が 291 件・49.4%（同 276 件・45.5%）、賃金等が 153 件・26.0%（同 183 件・30.2%）、労働条件等が 49 件・8.3%（同 54 件・8.9%）、職場の人間関係が 65 件・11.0%（同 38 件・6.3%）、その他が 31 件・5.3%（同 55 件・9.1%）となっている。22 年と比べると、経営又は人事は 15 件、職場の人間関係は 27 件増加し、賃金等は 30 件、労働条件等は 5 件、その他は 24 件それぞれ減少した（第 47 表参照）。

第47表 新規係属事件における内容別個別労働紛争あっせん事項数

（単位：件数）

	経営又は人事		賃金等		労働条件等		職場の人間関係		その他		合計		総事件数
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
19年	278	44.3%	194	30.9%	58	9.3%	30	4.8%	67	10.7%	627	100%	339
20年	301	49.3%	182	29.8%	56	9.2%	47	7.7%	24	3.9%	610	100%	445
21年	327	42.3%	257	33.2%	93	12.0%	48	6.2%	48	6.2%	773	100%	534
22年	276	45.5%	183	30.2%	54	8.9%	38	6.3%	55	9.1%	606	100%	423
23年	291	49.4%	153	26.0%	49	8.3%	65	11.0%	31	5.3%	589	100%	400

（注）複数の内容を含むあっせんもあるため、合計は総事件数に一致しない。

4. あっせん員の構成

終結した事件 392 件のうち、あっせん員の指名がされた 327 件（22 年 356 件）について、あっせん員の構成をみると、公・労・使三者委員による構成が 259 件・79.2%（同 296 件・80.3%）、委員及び事務局職員が 35 件・10.7%（同 33 件・9.3%）となっている（第 48 表参照）。

第48表 あっせん員の構成

	合計	委員			委員+非委員		非委員	
		三者構成	公益委員のみ	その他	委員と事務局職員	その他	事務局職員	その他
23年 (22年)	327 (356)	259 (296)	0 (0)	0 (0)	35 (33)	17 (8)	0 (1)	16 (18)

5. あっせんの終結

(1) 処理状況

23年は22年からの繰越29件を含む429件(22年446件)の係属事件のうち、392件(同417件)が終結し、37件(同29件)が24年に繰り越された。終結した392件のうち、当事者があっせんを行うことに同意したもの(「あっせんあり」)は236件、同意しなかったもの(「あっせんなし」)は156件であった(チャートβ参照)。

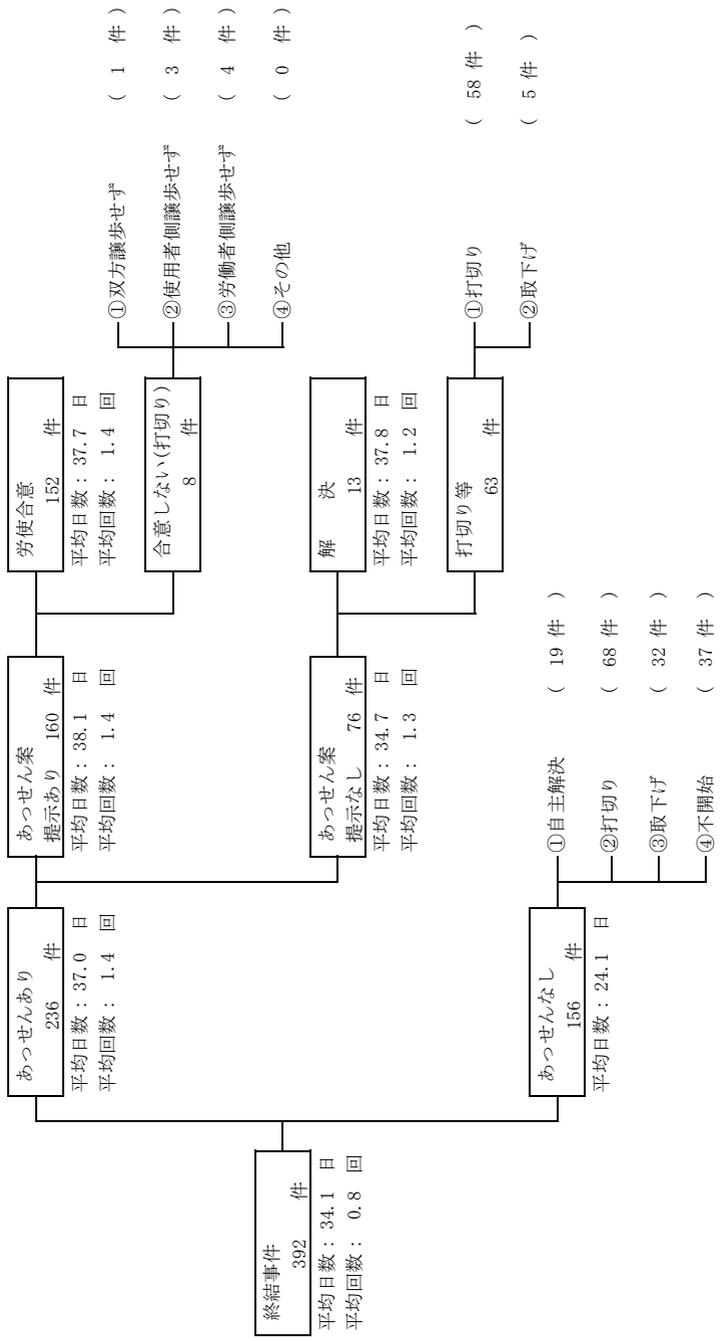
(2) あっせんを行うことに同意した事件

あっせんを行うことに同意した事件236件のうち、あっせん案の提示があった160件の内訳をみると、労使合意したもの(解決)が152件、労使合意しなかったもの(打切)が8件であった。労使合意しなかった8件の内訳は「労働者側譲歩せず」が4件、「使用者側譲歩せず」が3件、「双方譲歩せず」が1件となっている。また、あっせん案の提示がなかった76件の内訳をみると、解決が13件、打切りが58件、取下げが5件となっている(チャートβ参照)。

(3) あっせんを行うことに同意しなかった事件

被申請者があっせんを行うことに同意しなかった事件156件の内訳をみると、打切りが68件と最も多く、以下、不開始37件、取下げ32件、自主解決19件となっている(チャートβ参照)。

チャートβ 個別労働紛争に関するあっせんの処理状況(フローチャート)



※ 平均日数 = 処理日数 ÷ 取下げ及び不開始を除く終結件数

(4) 解決状況

23年に終結した事件392件(22年417件)のうち、取下げ・不開始を除く318件(同345件)の終結状況は、解決184件(同229件)、打切り134件(同116件)で、その解決率は57.9%(同66.4%)であった(第49表参照)。

第49表 個別労働紛争あっせんの終結状況、解決率

(単位:件)

	終結件数										解決率
	解決		打切		取下		不開始		計		
19年	163	48.9%	78	23.4%	49	14.7%	43	12.9%	333	100%	67.6%
20年	212	48.6%	137	31.4%	59	13.5%	28	6.4%	436	100%	60.7%
21年	272	49.6%	167	30.5%	58	10.6%	51	9.3%	548	100%	62.0%
22年	229	54.9%	116	27.8%	41	9.8%	31	7.4%	417	100%	66.4%
23年	184	46.9%	134	34.2%	37	9.4%	37	9.4%	392	100%	57.9%

(注) 解決率(%) = 解決件数 ÷ 取下・不開始を除く終結件数 × 100

(5) 平均処理日数

取下げ・不開始を除く318件(22年345件)の平均処理日数は34.1日(同36.8日)であった(第50表参照)。

(注) あっせん処理日数は、申請書受付日(又はあっせん員指名日・あっせん受任日)～終結日で計算している。

第50表 個別労働紛争のあっせん平均処理日数

(単位:日)

	19年	20年	21年	22年	23年
平均処理日数	26.6	34.1	35.7	36.8	34.1